

高崎市住まいの防犯対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不法に家屋に侵入する強盗などの犯罪や悪質な勧誘販売による消費者被害を未然に防止するため、防犯対策品の購入及び設置に対し、予算の範囲内において住まいの防犯対策補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、当該補助金の交付に関しては、高崎市補助金等交付規則（昭和39年高崎市規則第46号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者で、その住所地に居住していること。
- (2) 当該年度内において満70才以上の方
- (3) 市税を滞納していないこと。

(補助対象)

第3条 この要綱による補助金の交付対象となる対象品目は、別表の補助対象品目に掲げる防犯対策品で、申請者の居住している自宅に新品で設置したものとする。ただし、市長が防犯対策に特に効果があると認めたものについてはこの限りではない。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象品目の購入及び設置に要した経費（設置費を含む。以下「補助対象経費」という。）の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とし、40,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、年度内に1世帯につき1回に限るものとする。

3 補助対象経費のうち、他の制度による補助の対象となったものについては、この要綱の規定による補助の対象としない。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高崎市住まいの防犯対策補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、他の書類や方法により添付書類の目的が達せられると認め

られる場合は、次に掲げる書類を他の書類に変更し、又は提出を省略させることができる。

- (1) 領収書の原本（申請者氏名及び購入日、品名等明細が記載され、補助対象品目であることが確認できるもの）
- (2) 振込先口座及び口座名義が確認できる書類（通帳の見開きの写し。）
- (3) 申請者の住所、氏名及び生年月日が確認できる身分証の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定による申請を第三者に委任することができる。この場合において、申請者は、委任状を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び額の決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに当該申請の内容を審査するとともに、必要に応じて現地調査を行い、その内容が適当と認められるときは、補助金交付の決定（以下「交付決定」という。）をする。

2 市長は、交付決定をしたときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該補助申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、速やかに補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該補助申請者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第7条 前条の規定により補助金交付決定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助金請求書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する補助金請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定の全部若しくは一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 防犯対策対象品を転売・譲渡したとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により交付決定を取消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付をしているときは、当該補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

	補助対象品目	定義・要件
1	家庭用防犯カメラ	<p>【定義】犯罪の抑止を目的として屋外に設置され、敷地内の様子を映像で確認できるカメラ</p> <p>【要件】次に掲げる要件を満たすものを助成対象とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置場所が住宅の敷地内であること。 ・撮影範囲が住宅敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。
2	センサーライト	人など(赤外線や熱、光、振動、磁力等)に反応して、自動的に一定の時間ライトで照らすもの
3	センサーアラーム	人や振動など(赤外線や熱、光、磁力等)に反応して、大きな音が鳴るもの
4	カメラ付きインターホン	<p>屋外に固定して設置され、訪問者の姿を屋内で確認しながら会話できるもの</p> <p>※建物新築時の取り付けは、助成の対象になりません。</p>
5	屋外設置用警報ベル	侵入者などがあった場合に、屋内のスイッチを押すことで、屋外に大きな音で、周囲に緊急事態を知らせるもの。
6	補助錠	主錠の他に、防犯性を高める目的で、玄関ドア、窓枠などに取り付けることで開かなくなる補助的なかぎ
7	防犯フィルム	犯罪の防止を目的として、窓ガラスに貼るとわれにくくなるフィルム
8	防犯性の高い錠	不正開錠が困難な錠
9	面格子	窓の外側又は内側に、犯罪の防止を目的として取り付ける格子。
10	防犯砂利	踏むと大きな音が発生するよう加工された砂利。

委任状

年 月 日

(宛先) 高崎市長

委任者 住 所 _____

氏 名 _____ 印

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

電話番号 _____

私は、高崎市住まいの防犯対策補助申請を行うにあたり、下記の者を代理人に選任し、事務に関する全ての権限を委任します。

代理人 住 所 _____

氏 名 _____

領収書貼付欄

領収書の原本をここに貼り付けてください

高崎市指令防犯・青少年課第 号

住所

氏名

様

補助金交付決定通知書

年 月 日付けの補助金交付申請に対して、次のとおり補助金の交付の決定をしましたので通知します。

年 月 日

高崎市長 富岡 賢治 印

1 事業の名称	高崎市住まいの防犯対策補助金
2 補助金の額	金 円
3 条 件	補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命じる ことがあります。

高崎市指令防犯・青少年課第 号

住所
氏名 様

補助金不交付決定通知書

年 月 日付けの補助金交付申請に対して、次のとおり補助金の不交付の決定をいたしましたので通知します。

年 月 日

高崎市長 富岡 賢治 印

1 事業の名称	高崎市住まいの防犯対策補助金
2 不交付理由	

（宛先）高崎市長

住 所 高崎市

氏 名

電話番号

補助金請求書

高崎市住まいの防犯対策補助金を、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額

金

, 0 0 0 円

2 補助金振込先

金融機関名								
支 店 名	本店 ・ 支店 出張所							
口座番号 ※右詰めで記入ください。	当座・普通							
フリガナ								
氏 名								

※口座名義人は、申請者と同一人としてください。

検収